

## 第1条 (約款の適用)

- Hot Pepper Beauty ヘア /Hot Pepper Beauty キレイ利用約款 (以下「本約款」といいます。) は、株式会社リクルート (以下「当社」といいます。) と Hot Pepper Beauty ヘア および/または Hot Pepper Beauty キレイ (次条の定義に従い、以下「本サービス」といいます。) の利用にかかる契約 (以下「本契約」といいます。) を締結した事業者 (以下「事業者」といいます。) に対して適用されるものとし、また、本約款に規定する事項の他、当社が別途定める細則、運用ルール、諸注意および本サービス上に記載または掲示する各種注意事項 (以下「細則等」といいます。) も本約款の一部を構成するものとし、また、事業者が SALON BOARD (次条の定義に従います。) を利用するにあたり、当社が事業者に対し、予め SALON BOARD の機能・利用方法等について当社所定の方法により行う掲示 (以下「マニュアル」といいます。) および第6条は、当社と SALON BOARD の利用にかかる契約を締結した事業者に対してのみ適用されるものとし、
- 当社は、本約款に基づき事業者に本サービスを提供するものとし、事業者は、本約款に定める義務を誠実に履行するものとし、また、事業者が本約款を遵守しない場合、当社は、直ちに本サービスの提供を停止するものとし、

## 第2条 (基本用語の定義)

本約款において使用する基本用語の定義は、次の通りとします。

- Hot Pepper Beauty ヘア /Hot Pepper Beauty キレイ (本サービス) : 掲載サービス (次条の定義に従います。) および/または SALON BOARD (本項第3号の定義に従います。) その他関連するサービスをいいます。
- 掲載サービス : 事業者が提供しているサービスまたはクーポン等もしくは事業者の従業員等に関する情報 (以下「事業者情報」といいます。) を、当社が管理・運営するインターネットウェブサイト (携帯電話向けのインターネットウェブサイト「Hot Pepper Beauty」や電子メディア上のアプリも含まれますがこれに限りません。以下「本サイト」といいます。) およびフリーペーパー (本項第4号の定義に従います。) に掲載し、一般ユーザー (以下「ユーザー」といいます。) による事業者情報の閲覧 (事業者の提供するサービスの利用の予約申込み、およびクーポンのダウンロードを含みますが、これらに限りません。) を可能にするサービスをいいます。
- SALON BOARD : 当社が掲載サービス (フリーペーパーを除きます。) に付随して事業者に提供する、以下のいずれか、または全ての機能を含むシステムの総称をいいます。ただし、当社が認められた場合には、SALON BOARD 単体での提供もできるものとし、
  - 事業者が、自ら事業者情報を入稿できる機能
  - 事業者が、ユーザーからの予約状況 (本サイトを通じた予約、事業者自身が運営するWEBサイトを通じた予約および事業者が電話により受けた予約等を含みます。) を管理できる機能
  - 事業者が、①本サイトを通じて事業者に予約し、同時に第11条第2項に定めるメール配信の許諾を得たユーザーおよび②事業者が自ら本サイトとは別にメッセージ機能からのメール配信について明示的に許諾を受けた来店者に対して、本約款、細則等、マニュアルおよび当社が別途定める掲載基準 (以下あわせて「掲載基準等」といいます。) に従って当社所定の事項を事業者情報として電子メールにて送信できる機能で、Hot Pepper Beauty に付随して提供する機能 (以下「メッセージ機能」といいます。)
  - 事業者が、掲載基準等に従って事業者が提供する事業者情報、ユーザーに対するお得情報、または日々発生する出来事等の記事を自ら作成し、本サービスを通じてユーザーに対して提供できる機能 (以下「サロンブログ」といいます。)
  - 事業者が、ユーザーにより投稿された口コミ投稿の内容を確認し、当該口コミ投稿に対する返信を投稿できる機能
  - 事業者が、ユーザーに提供するサービスの合計額の計算および当該合計金額とユーザーの支払額との差額の計算機能
  - 事業者が運営する店舗 (以下「店舗」といいます。) における売上の集計機能
  - 店舗における売上およびユーザーの来店・利用情報に関する分析機能
  - 自社求人ページ作成機能 (事業者が当該機能によって作成したページを以下「自社求人ページ」といいます。)
- フリーペーパー : 当社が発行する美容関連情報誌「Hot Pepper Beauty」 (増刊誌等を含み、定期発行・不定期発行を問いません。) をいいます。
- 自動継続プラン : 事業者による一度の申込により、第22条で定める解約がされるまで、本契約が同条件で毎月自動更新されるプランをいいます。

## 第3条 (本サービスの利用申込および契約の成立)

- 事業者は、本サービスの利用にかかる申込を行う場合には、掲載基準等ならびに本サービスの仕組みを理解・承諾の上、当社が定める方法に従い本サービス利用の申込を行うものとします。
- 前項の事業者による本サービスの利用にかかる申込がなされ、当社が当社の取引基準に基づく審査により、適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が事業者に到達した時をもって、当社と事業者の間に本契約が、本約款に基づき成立するものとし、
- 事業者は、申込に際し当社に申し出た内容に変更が生じた場合 (担当者の変更や連絡先の変更も含まれますが、これらに限りません。)、速やかに当社に報告するものとし、
- 事業者は、本サービスの利用にかかる申込を行った場合、当該申込の撤回をすることができないものとし、

## 第4条 (本サービスの対価)

- 事業者は、本サービス利用の対価として、本契約で定められた金額を当社に支払うものとし、支払方法および支払条件については、当社が別途定める内容に従うものとし、また、自動継続プランの対価の支払方法については、最初の一月分は事業者が別途指定する請求希望日および支払予定日に従うものとし、翌月以降は当社が別途定める毎月の請求期日および支払期日に従うものとし、
- 事業者は、理由の如何を問わず、契約期間の途中で本契約が終了した場合や、本サービスの一部または全部を停止・廃止した場合 (第1条第2項、第8条第2項、第14条第1項、第17条第3項および第21条第1項による終了も含まれますが、これに限りません) においても、本条第1項に定める本サービスの対価の支払い義務を負うものとし、事業者が既に本サービスの対価を当社に支払っている場合にも、当社は事業者に対し、当該本サービスの対価の返還義務を負わないものとし、

## 第5条 (著作物の使用許諾)

- 当社は、本サービスを通じて事業者によって収集・作成された文章や画像等 (第8条に定義する掲載情報等を含みます。また撮影、貸与等の収集態様を問いません。) (以下、「本著作物」といいます。) を本サービス、リクルートのオウンドメディア (リクルートが管理・運営するメディアのことをいう) 並びに、その他のメディア (リクルートが管理・運営する公式 SNS、第16条に基づいて当社が掲載情報等を提供する第三者のメディアを含みますが、これらに限りません。) への掲載、その他掲載実績として事業者自身または他の事業者への本サービス営業・提案時に使用するために、自由に利用することができるものとし、当該利用にあたり当社は当該本著作物を自由に複製・改変・削除等を行うことができるものとし、また、事業者は著作者人格権を有する場合でも、行使しないものとし、また、事業者は、本著作物に含まれる権利 (知的財産権、肖像権等を含みますが、これらに限りません。) を有する第三者から、予め当該利用にかかる許諾を得るとともに、当該利用に必要な権利処理の一切を行うものとし、
- 事業者は、本著作物が、第三者の権利 (知的財産権、肖像権等を含みますが、これらに限りません。)、営業秘密またはプライバシーその他の権利を侵害していないこと、および、前項に定める本著作物の利用を当社に許諾する権利を有していることを保証します。
- 事業者が前各項に違反し、または本著作物につき第三者から異議もしくはクレーム (損害賠償の請求、使用差止の請求等内容の如何を問わず、また訴訟提起の有無を問いません。) 等の申し立てが発生した場合、本サービスの利用中はもとより利用終了後に発生したものであっても、事業者は自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は何らの責任も負わないものとし、
- 当社が事業者情報の全部または一部を作成し、事業者に提供した場合 (当社が事業者に提供した部分を以下「当社提供著作物」といいます。)、事業者は、当該当社提供著作物を本サービスに限り使用することができるものとし、また、当該当社提供著作物に含まれる一切の知的財産権は当社に帰属していることを確認します。

## 第6条 (SALON BOARD)

- SALON BOARD の利用にかかる契約が成立した場合、当社は事業者に対し、当社が定める方法に従って SALON BOARD の利用権限を付与し、SALON BOARD の利用にかかる ID およびパスワード (以下「ID 等」といいます。) を発行するものとし、
- 事業者は ID 等を各店舗内において、事業者の従業員等に共同で使用させることができるものとし、当該共同使用にかかるトラブルの一切は、第4項に定める管理責任者が自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は当該トラブルにつき何らの責任を負わないものとし、
- SALON BOARD を利用する事業者は、SALON BOARD の一部機能に限定して利用できる ID 等 (以下「子 ID 等」といいます。) を、自己の判断により 1 店舗に対し複数発行することができるものとし、

し、当該子ID等の使用にかかるトラブルの一切は次項に定める管理責任者が自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は当該トラブルにつき何らの責任を負わないものとします。

4. 事業者は、事業者内にID等および子ID等を管理するための責任者（以下「管理責任者」といいます。）を設けるものとします。管理責任者は、事業者に対し発行されたID等および子ID等が掲載基準等に従い適切に管理されるよう監督する責任を負うものとします。また、ID等の変更登録、削除または登録内容の変更等のID等に関する申請の一切は、管理責任者を通じて当社に行われるものとします。管理責任者は、その他ID等の管理に関する当社の要請に対し対応するものとします。
5. 事業者は、第1項に定める共同使用の場合を除き、第三者（事業者内の他の部署または店舗を含みます。）にID等および子ID等を譲渡または貸与等してはならないものとし、また、ID等および子ID等を機密として厳重に保持する義務を負います。
6. 事業者は、自己のID等および子ID等によりSALON BOARDが利用されたときには、当該ID等の発行を受けた店舗および当該子ID等を発行した事業者の店舗の利用とみなされることに同意するものとします。
7. 事業者は、SALON BOARDにおける予約管理機能を利用するにあたり、自己の責任において予約状況を厳格に管理するものとします。
8. 事業者は、掲載サービスおよびSALONBOARDの利用を本契約の内容とする場合、掲載サービスの終了時がSALONBOARD利用の終了時になることについて、あらかじめ確認するものとします。

#### 第7条（予約情報の扱い）

1. 当社は、SALON BOARDを利用する事業者が電話等で直接受けた予約に関して、当該事業者の予約管理のためSALON BOARDに入力した情報（当該予約者の個人情報を含み、以下、「予約情報」といいます）を、機密として保持すると共にそのための合理的な措置を講じるものとします。また、事業者の事前の承諾なく、第三者に開示および漏洩をしないものとします。但し、以下の各号の情報は、「予約情報」に該当しないものとします。
  - 1 事業者から開示された時点で、公知である情報
  - 2 事業者から開示された後、当社の責によらず公知となった情報
  - 3 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
  - 4 事業者から開示された情報によることなく独自に開発した情報
2. 当社は、前項にかかわらず、本サービスの提供のために必要な範囲で、予約情報を、子会社または業務委託先（以下、「本関係会社」といいます。）に開示し、利用させることができるとします。この場合、当社は、自己の責任において自己と同等の義務を本関係会社に負わせるものとし、本関係会社による当該義務違反は当社の義務違反とみなすものとします。なお、当社の義務は、本関係会社への予約情報の開示により、何ら軽減されるものではありません。
3. 当社は、万一、予約情報が漏洩または紛失したことが発覚した場合、直ちに事業者に通知し、その後の対処について協議することとします。
4. 当社が、国その他の公権力により適法に予約情報の開示を命令された場合、当該公権力に対する予約情報の開示は、第1項に定める当社の機密保持義務の対象外とするものとします。ただし、当社は当該命令を受けた事実を速やかに事業者に通知するとともに、可能な限り予約情報の機密性の保持に努めるものとします。

#### 第8条（入稿情報）

1. 事業者は、本サービスを利用して事業者情報を入稿する場合（当社が事業者の指示に従い入稿する場合も含みます。）およびSALON BOARD（メッセージ機能サロンブログおよび自社求人ページ作成機能を含みますが、これらに限りません。）を利用し、入稿する場合は、掲載基準等に従って事業者自らが正確に入力するものとし、以下の各号に定める行為を行わないものとします。なお、当社は、当社が適切と判断する方法により掲示することをもって、掲載基準等を適宜変更することができ、事業者は当該変更後の掲載基準等に従うものとします。
  - 1 法令、公序良俗または本約款に違反し、または違反するおそれのある行為
  - 2 公序良俗に反する内容の情報、文書または図形等を他人に公開する行為
  - 3 虚偽または誇張した情報、事実と反する情報を入力する行為
  - 4 当社が機能ごとに指定する情報のテーマ、ジャンルから逸脱すると当社が判断する情報を入力する行為
  - 5 他人になりすまして情報を送信または書き込む行為
  - 6 自己、他人または第三者の名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等、意図的に虚偽の情報（実在しない架空の情報を含みますが、これに限りません。）を掲載する行為
  - 7 当社または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害し、または侵害するおそれのある行為
  - 8 当社または第三者を誹謗、中傷する行為、または名誉、プライバシーを傷つける行為、もしくはそれらのおそれのある行為

- 9 当社または第三者に対する迷惑行為および不利益となる行為、もしくはこれらのおそれがあると当社が判断した行為
  - 10 当社の承認した以外の方法により本サービスを利用する行為
  - 11 本サービスを無断で改変する行為
  - 12 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、およびスパムメール、チェーンレター、ジャンクメール、未承諾広告の含まれるメール等を送信する行為
  - 13 その他当社が合理的に不適切と判断する行為
2. 当社は、事業者情報およびSALON BOARDを利用し事業者が入稿した内容（商標、サロン名、メッセージ機能およびサロンブログの内容を含みますが、これらに限りません。ただし、自社求人ページ作成機能を利用し事業者が入稿した情報は除きます。）（以下、「掲載情報」といいます。）ならびに自社求人ページ作成機能を利用し事業者が入稿した情報（商標、サロン名、求人詳細を含みますが、これらに限りません。以下、事業者情報およびSALON BOARDを利用し事業者が入稿した内容をあわせて「掲載情報等」といいます。）が掲載基準等に適う内容であるか否かを審査することができるものとします。事業者は、掲載基準等に反する掲載情報の存在が判明した場合等、当社が必要と判断した場合には、当社が当該掲載情報の削除・変更を行う場合があることを承諾するものとします。また、当該掲載情報に関して当社より削除・変更の要請があった場合には、これに速やかに応じるものとします。
  3. 当社が前項に基づき、掲載情報の削除・変更を行った場合および事業者が削除・変更の要請を行った場合においても、事業者が生じた損害について賠償する責任を負いません。
  4. 事業者は、本条に基づき掲載された掲載情報に変更が生じた場合には、その旨を直ちに当社に報告するとともに、掲載情報に当該変更内容を反映させるものとします。
  5. 事業者は、本条に違反したことによりユーザーまたはユーザー以外の第三者（以下あわせて「ユーザー等」といいます。）との間で生じた一切の争いおよび損害については、自らの責任と費用をもって負担するものとします。

#### 第9条（事業者による対応）

事業者は、掲載情報等に関する問合せ（予約申込やシステム上の問合せ、求人応募・問い合わせも含みますがこれに限りません。）に対し自己の費用と責任で迅速・誠実に対応するものとします。また、当該問合せに関する事業者とユーザー等間でのやり取り、事業者とユーザー等間に生じた一切のトラブルについて当社は何ら責任を負わないものとします。

#### 第10条（口コミ投稿掲示板）

1. 当社は、本サービスに対する信頼性の担保として、本サービス（フリーペーパーを除きます。）上にて事業者に関する「口コミ投稿掲示板」を運営します。
2. 事業者は、当社が別途定める「Hot Pepper Beauty ヘア/ Hot Pepper Beauty キレイ口コミの掟」を遵守するものとし、ユーザーが投稿した口コミ投稿に関し、誠意を持って対応するものとします。
3. 事業者は、口コミ投稿の掲載によって自己に生じた損害について、当社を一切免責するものとし、当社に対して損害賠償の請求をしないものとします。

#### 第11条（メッセージ機能）

1. 事業者は、メッセージ機能を利用するにあたって、SALON BOARDのインターネット予約機能の利用を可能な状態にするものとし、インターネット予約機能が使用不可能な場合にはメッセージ機能が使えないことを予め承諾します。
2. 事業者は、メッセージ機能を通じて、①本サイトを通じて事業者に予約し、同時に次項に定めるメッセージ機能からのメール配信の許諾を得たユーザーおよび②事業者が自ら本サイトとは別にメッセージ機能からのメール配信について明示的に許諾を受けた来店者（以下、①②を合わせて「メッセージ受信者」といいます。）に対して、メッセージ機能を利用できるものとします。事業者は、自ら別途メッセージ機能からの配信について来店者から許諾を受ける場合には、当該許諾の記録を自己の責任と負担で保存するものとし、かかる許諾の記録があることを前提にSALON BOARD上に当該来店者の情報を登録するものとします。
3. 事業者は、メッセージ機能からの配信停止をメッセージ受信者から依頼された場合には、メッセージ機能から送付されるメールに記載されている配信停止のフォームを案内するか、事業者自ら当該メッセージ受信者のメッセージ機能の配信設定を解除するものとします。当社は、メッセージ受信者から①本サイトインターネット予約時にメッセージ機能から配信の許諾を得るフォームを作成することおよび②メッセージ機能から配信されるメールのテンプレート上に配信停止のフォームを実装する対応をしますが、かかる①および②の対応以外は行いません。なお、当社は、事業者が本項に定める配信設定解除の対応を行わない場合であっても、メッセージ受信者の配信停止希望などの事

情により、事業者へ通知することなく、メッセージ受信者の配信設定の解除、その他メッセージ受信者情報の削除を行うことができるものとします。かかる対応は当社の権利であり義務とはみなされません。

4. 事業者は、メッセージ機能は事業者から直接メッセージ受信者にメール発信されるサービスであることに鑑み、メッセージ機能に関する問い合わせ（本条第 3 項の当社の対応を除く配信停止依頼、メッセージ機能上のクーポン内容に関する問い合わせなどを含みますがこれらに限られません。）について、自己の責任と負担でこれを解決するものとし、当社は何らの責任を負わないものとします。

#### 第 12 条（SALON BOARD 上の情報等の扱い）

1. 事業者が、SALON BOARD に入力し、または、SALON BOARD の利用に関連して SALON BOARD に保存された情報（以下「管理情報」といいます。）については、事業者が、自己の責任と負担において、保存するものとし、当社は、事業者に代わり、管理情報を保存する義務を負わないものとします。なお、管理情報が、当社のサーバー等に保存されている場合であっても、当社は、当該管理情報について、バックアップ等を行う義務や事業者に対して当該管理情報を提供する義務を負いません。
2. 当社は、本サービスの利用中、管理情報が滅失または毀損されないことを何ら保証するものではなく、当社は、いかなる場合においても（第 18 条第 1 項但書きの規定にかかわらず、当社の故意または重過失による場合を含みます。）、管理情報の滅失または毀損により事業者または第三者に発生した損害につき、一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、事業者による本サービスの利用に関する情報（管理情報を含みますが、これに限られません。）を、本契約の有効期間にかかわらず、統計データ等の個人を識別できない情報に加工した上で、自由に公表・利用することができるものとします。

#### 第 13 条（機密情報・個人情報の扱い）

1. 事業者は、本契約に関して当社より秘密である旨の明示がなされたうえで開示された情報（以下、「機密情報」といいます）を、機密として保持すると共にそのための合理的な措置を講じ、当社の事前の承諾なく、第三者に開示および漏洩しないものとします。但し、以下の各号の情報は、「機密情報」に該当しないものとします。
  - 1 当社から開示された時点で、公知である情報
  - 2 当社から開示された後、事業者の責によらず公知となった情報
  - 3 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
  - 4 当社から開示された情報によることなく独自に開発した情報
2. 事業者は、当社から要求があった場合、直ちにすべての機密情報を当社に返却し、または当社の指示に従い、機密漏洩に十分に配慮した方法で廃棄します。
3. 事業者は、本サービスを通じて知り得たユーザーの個人情報（以下、「個人情報」といいます。）について責任を持って管理し、当該ユーザーから別途許諾を得ない限り、当該ユーザーから同意を得た目的の範囲外の使用を行わないものとします。
4. 事業者は、機密情報または個人情報が漏洩または紛失したことが発覚した場合、直ちに当社に通知し、その後の対処について協議することとします。

#### 第 14 条（サービスの一時的な停止）

1. 事業者は、次の各号に該当する場合には事業者への事前の通知や承諾なしに、本サービスの一時的な運営の停止を行う場合があることおよび、当該停止があった場合でも事業者は第 4 条第 1 項に定める本サービスの対価の支払い義務を負うものとし、事業者が既に本サービスの対価を当社に支払っている場合にも、当社は事業者に対し、当該本サービスの対価の返還義務を負わないことを予め承諾するものとします。
  - 1 当社が本サービスにかかるサーバの保守、仕様の変更（第三者提供サービスの仕様変更に伴う場合を含みます。）、またはシステムの瑕疵の修補等を行う場合
  - 2 天災地変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立により本サービスの運営が困難または不可能になった場合
  - 3 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等により、本サービスの提供が困難または不能となった場合
  - 4 第三者からの不正アクセス、コンピュータウィルスの感染等により、本サービスの提供が困難または不能であると当社が判断した場合
  - 5 第三者提供サービスの停止または終了（保守、仕様の変更、瑕疵の修補による停止を含みますが、これらに限られません。）により、本サービスの提供が困難または不能であると当社が判断した場合
  - 6 上記各号のほか、やむを得ない事由により本サービスの運営上一時的な停止が必要と当社が判断した場合
2. 前項に基づく停止により、事業者または第三者に発生した損害につ

き、当社は何らの責任も負わないものとします。

#### 第 15 条（再委託）

当社は、本約款に定める業務の全部または一部を、第三者に再委託することができるものとします。

#### 第 16 条（事業者情報等の提供）

1. 事業者は、当社が、ユーザーの集客を目的として、掲載情報等を第三者（当社の提携先並びに、アフィリエイト、リスティング広告、バナー広告等のオンライン広告又はオフライン広告を取り扱う広告事業者及び広告媒体者を含むが、これに限られない）（以下、「本提携先」といいます。）へ提供することに同意します。
2. 当社の本提携先への掲載情報の提供の有無、本提携先での掲載情報の掲載の有無、本提携先での掲載情報の最新性等について、当社は一切保証しないものとします。
3. 事業者は、本提携先での掲載情報を閲覧したユーザーからの問合せやクレームに対して、誠実に対応するものとします。

#### 第 17 条（約款の変更）

1. 当社は、本約款について当社が重要と判断する内容の変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）を本サイトまたは SALON BOARD 上に表示するものとします。
2. 事業者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の適用日までに、書面にて当社に対して通知するものとします。
3. 当社が前項の通知を受領した場合には、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。
4. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は適用開始日に当該変更条件とおりに当然に変更されるものとし、適用開始日からの掲載情報等の掲載をもって、事業者が変更条件に同意したものとみなします。
5. 本条の規定に関わらず、当社は、当社が軽微と判断する内容の変更については適宜本約款の変更を行い適用させることができるものとし、事業者はこれをあらかじめ承諾します。

#### 第 18 条（当社の免責）

1. 当社は、本サービスの利用に関連して事業者が発生した損害につき、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失による債務不履行又は不法行為に基づく損害であることが明白な場合はこの限りではなく、その場合、当社は、事業者に通常かつ直接生じた損害の範囲内で、損害を賠償するものとし、かつ事業者が本契約に基づき過去 6 ヶ月間（当該損害発生時を起算点とします。）において当社に支払済みの本サービス利用の対価の合計額を上限とします。なお、本項に定める免責規定と、他の条項に定める免責規定の適用が重複する場合又は両規定の整合性に疑義がある場合には、他の条項に定める免責規定が優先して適用されるものとします。
2. 当社は、通常講ずべきウィルス対策では防止できないウィルス被害、天変地変その他不可抗力（当社の責に帰すべき事由によらない回線の混雑、回線の障害、サーバダウン等を含みます。）、または事業者による ID 等の不適切な管理により事業者に生じる損害につき、何らの責任も負わないものとします。
3. 当社は、本ソフトウェアおよび本サービスの提供において、不具合、エラーや障害が生じないこと、また、本サービスに関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等に、コンピュータウィルス等の有害なものが含まれていないことを保証しません。
4. 当社は、本サービスの提供において、不具合、エラーや障害が生じないこと、また、本サービスに関連して送信される電子メール、ウェブコンテンツ等に、コンピュータウィルス等の有害なものが含まれていないことを保証しません。
5. 当社は、本サービスおよびこれによって事業者に提供される情報について、正確性、最新性、完全性、有用性、目的適合性、安全性、合法性、真実性等いかなる事項についても保証しません。
6. 事業者は、通信環境その他の事情により本サービスの全部または一部を利用できない場合があることを予め承諾の上、本サービスを利用するものとします。当社は、アクセス過多、その他予期せぬ要因に基づく本サービスの表示速度の低下や障害等に起因して発生したいかなる損害についても、賠償責任を負わないものとします。
7. 当社は、本サービスの利用について、事業者とユーザー等の間に生じた一切のトラブルについて、何らの責任も負わないものとします。また、当該トラブルに関するユーザー等からの問合せ等についても、事業者の責任で対応するものとします。
8. 事業者は、掲載情報等に関するユーザー等からの問合せまたは苦情等、本サービス内・外問わずユーザー等との間で生じる一切の取引については、自己の費用と責任をもって対応するものとし、当社は何らの責任も負わないものとします。なお、当社が求める場合には、事業者は、ユーザー等とのやり取り（口頭によるやり取りも含む）を当社に提出・報告するものとします。

#### 第19条（権利義務譲渡の禁止）

事業者は、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

#### 第20条（反社会的勢力の排除）

1. 事業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 3 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 5 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 事業者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - 1 暴力的な要求行為
  - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 4 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - 5 その他前各号に準ずる行為

#### 第21条（契約解除）

1. 当社は、事業者が次の各号の一に該当するときには、即時に本契約を解除または本サービスの一定期間の利用を停止することができます。当該解除または利用停止により、事業者に損害が発生した場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。
  - 1 掲載基準等の規定に違反したとき
  - 2 当社が申込書に記載された連絡先に一定期間合理的と認められる方法で連絡したにも関わらず、連絡が取れないとき
  - 3 当社の信用を傷つけたとき
  - 4 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てもしくは申し立てを受けたとき
  - 5 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき
  - 6 事業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
  - 7 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき
  - 8 信用に不安が生じたとき
  - 9 事業を廃止したときまたは清算にはいったとき、もしくはそれらの恐れがあるとき
  - 10 当社に不利益をもたらしたとき、または不利益をもたらす恐れがある行為をしたとき
  - 11 第三者からの苦情または事業者に起因するトラブル等から、事業者による本サービスの利用が、当社または本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合
  - 12 事業者が当社の取引基準に照らし不適格であると判断した場合
  - 13 法令違反その他社会的合意に反する行為等を行ったとき、またはそのおそれがあると判断した場合
  - 14 前条に定める表明保証に違反したとき
  - 15 その他掲載基準等に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき
2. 事業者は、前項の規定により本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。
3. 事業者は、本契約を解除することができないものとします。
4. 本契約が終了した場合（第1項の場合を含みますがこれに限りません。）でも、掲載情報等を本サービス上および／または本提携先で掲載する場合がございます。なお、当該掲載情報等については当社の判断により修正・変更・削除等をする場合がございます。
5. 事業者は、前項に基づき掲載情報等が本サービス上および／または本提携先で掲載されている間は本約款の適用を受けることを予め承諾するものとします。

#### 第22条（自動継続プランの解約）

自動継続プランの申込をした事業者は、毎月1日までに書面による解約通知を当社に到達させた場合に限り、同月末日をもって自動継続プランを解約することができるものとします。

#### 第23条（合意管轄）

本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第24条（協議解決）

掲載基準等の解釈に疑義が生じた場合、または掲載基準等に規定されていない事項については、当社と事業者は、協議の上円満に解決するものとします。

#### 自社求人ページ作成機能に関する特約

当社は、事業者が当社の信用を傷つけたときその他必要があるときには、自社求人ページへのリンクを削除することができるものとします。

#### 附則

本約款は2009年11月16日から実施します。

改訂・適用 2010年11月25日

改訂・適用 2011年4月1日

改訂・適用 2012年6月26日

改訂・適用 2012年10月1日

改訂・適用 2012年10月25日

改訂・適用 2013年1月24日

改訂・適用 2013年5月30日

改訂・適用 2014年1月30日

改訂・適用 2014年5月29日

改訂・適用 2014年10月30日

改訂・適用 2015年6月25日

改訂・適用 2015年10月29日

改訂・適用 2016年3月24日

改訂・適用 2016年5月26日

改訂・適用 2016年11月2日

改訂・適用 2018年4月1日

改訂・適用 2019年10月1日